

学校諸費未納時における就学援助費の受領委任制度についてご協力ください

令和3年度より就学援助費受領委任制度については、学校給食費を含む学校諸費の未納がある場合にのみその未納分を各学校長口座へ直接振り込み、補てんする制度とします。

皆様にご協力いただきますようお願いいたします。

(学校諸費については、裏面をご参照ください。)

就学援助制度の趣旨をご理解いただき、この制度にご協力いただける方は、下記委任状に必要事項をご記入のうえ切り取り、申請書とともに学校へ提出してください。学校諸費の納入の免除を目的とした制度ではありません。

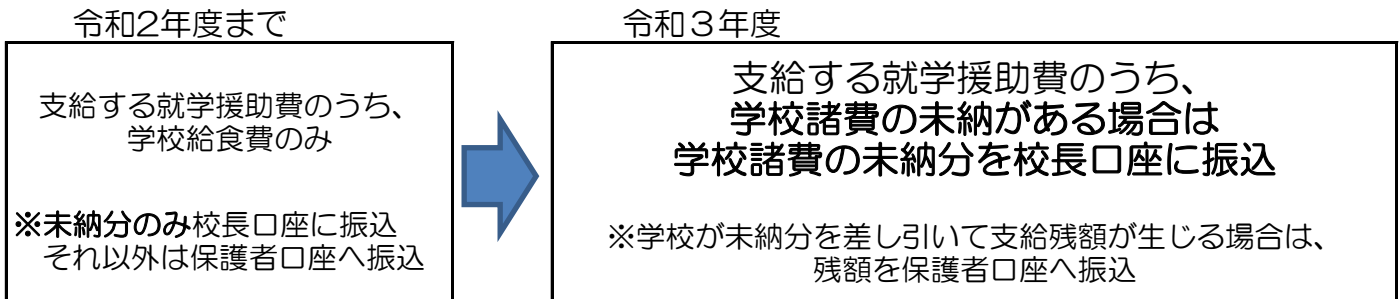
※日付は令和3年4月1日以降にしてください。

◆この委任状を提出されても、学校での学校諸費は通常通り集金されますので、学校指定の集金日までにお支払いください。

振込手続きについて

- 学校諸費の未納がある場合のみ、未納分を校長口座へ振り込む手続きをします。
- 未納がない場合はご指定いただいた保護者口座に振り込みをします。

令和3年度 受領委任制度の変更について



第20号様式-1

きりとり

委任状

私は、茅ヶ崎市立 学校長を代理人と定め、学校に納付する学校諸費に未納がある場合は就学援助費を校長口座に振り込むことを承諾し、その受領に関する権限を委任します。

学年	組	児童・生徒氏名

年 月 日

(あて先) 茅ヶ崎市長

住所

ふりがな

保護者氏名

印

※ 保護者氏名は「就学援助費受給申請者と同じお名前」に限ります

※ ご印鑑は「就学援助費受給申請書に押印した印鑑」に限ります

裏面もご確認ください。

学校諸費については、次の通りです。

(1) 小学校 (主な例については学校ごとに異なります。)

費目名	主な例
学校給食費	実費
学用品費	ヘルメット代、卒業アルバム代等
教材費 (学級費含む)	ドリル、理科実験キット代、調理実習代等
校外学習費	バス代、入場料、写真代等

(2) 中学校 (主な例については学校ごとに異なります。)

費目名	主な例
牛乳代	実費
教材費	副教材代、実験や実習に係る物品、資料を閉じるファイル等
校外学習費	バス代、入場料、写真代等
その他	生徒会費、生徒手帳代等

[注意事項]

※受領委任制度は、やむを得ない事情により学校諸費が未納となった際に、学校からの報告に基づいて利用するものです。

委任状をご提出いただいた場合においても、学校から業者への支払い期日等の都合により、学校が督促を行い、保護者様から直接学校へお支払いいただく場合もありますのでご理解ください。